

財 関 第 3 2 1 号
平成 24 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 19 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。
別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。
別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。
別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）

の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

1. 税関様式A第1070号を別紙7-1のように、税関様式A第1080号を別紙7-2のように、税関様式A第1100号を別紙7-3のように、税関様式A第1110号を別紙7-4のように、税関様式A第1120号を別紙7-5のように、税関様式A第1130号を別紙7-6のように、税関様式A第1150号を別紙7-7のように、税関様式C第1005号を別紙7-8のように、税関様式C第1060号を別紙7-9のように、税関様式C第5300号を別紙7-10のように、税関様式C第5310号を別紙7-11のように、税関様式C第5610号を別紙7-12のように、税関様式C第5612号を別紙7-13のように、税関様式C第5614号を別紙7-14のように、税関様式C第5640号を別紙7-15のように、税関様式C第5810号を別紙7-16のように、税関様式C第5812号を別紙7-17のように、税関様式C第5814号を別紙7-18のように、税関様式C第5819号を別紙7-19のように、税関様式C第5820号を別紙7-20のように、税関様式C第5840号を別紙7-21のように、税関様式P第8013号を別紙7-22のように、税関様式P第9600号を別紙7-23のように、税関様式T第1010号を別紙7-24のように、税関様式T第1350号を別紙7-25のように、それぞれ改める。
2. 税関様式A第1090号を削る。

（Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙7-26「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成14年3月31日財関第254号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙9-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 様式第 1 号を別紙 9-2 のように改める。
3. 様式第 2 号及び様式第 3 号を削る。

第 10 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 11 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日財関第 256 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 12 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 13 税関官署の開庁時間について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号）の一部を次のように改正する。

門司税関における税関官署の開庁時間についてを別紙 13 のように改める。